

平成23年第2回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平成23年6月24日（金曜日）

議 事 日 程（第4号）

- 第 1 議案第72号 高幡身体障害者療護施設組合規約の変更について
- 第 2 議案第73号 四万十町総合振興計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 第 3 議案第74号 四万十町窪川ふるさと未来館条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第75号 四万十町集会所等条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第76号 四万十町税条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第77号 平成23年度四万十町一般会計補正予算（第1号）
- 第 7 陳情第23－ 3号 羽立川地区防火水槽設置に関する陳情
- 第 8 陳情第23－13号 安全性の未確立な原発依存からエネルギー政策の抜本的見直しを求める意見書採択陳情書
- 第 9 陳情第23－17号 ヘリポート設置の陳情書
- 第10 陳情第23－15号 医師不足の解消、地域の救急医療の充実を求める陳情書
- 第11 陳情第23－ 1号 災害対策工事についての陳情書
- 第12 陳情第23－ 7号 生活道路を町道認定の要望書
- 第13 陳情第23－10号 仁井田小学校運動場から町七区踏切までの道延長を要望する陳情書
- 第14 陳情第23－11号 志和の主要生活兼農道を町道に認定等の要望書
- 第15 陳情第23－12号 町道古市線への消防・救急車両の進入可能な町道改良対策の陳情書
- 第16 陳情第23－14号 地区内農道の町道昇格について（要望）
- 第17 高知県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について
- 第18 発委第1号 安全性の未確立な原発依存からエネルギー政策の抜本的見直しを求める意見書
- 第19 発委第2号 伊方原発3号機のプルサーマル運転の再開に反対する意見書
- 第20 発委第3号 医師不足の解消、地域の救急医療の充実を求める意見書
- 第21 発委第4号 国民健康保険財政への国庫負担割合を医療費総額の45％に戻すこ

とを求める意見書

第22 発委第5号 議員派遣の件について

第23 閉会中の継続審査・調査申し出について

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第23まで

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

出席議員（19名）

2番	榎野章君	3番	田邊哲夫君
4番	岩井優之介君	5番	中屋康君
6番	津野吉得君	7番	山上利嗣君
8番	緒方正綱君	9番	橋本保君
10番	堀本伸一君	11番	林健三君
12番	山岡義正君	13番	吉村アツ子君
14番	下元真之君	15番	下元昇君
16番	森健吉君	17番	酒井祥成君
18番	竹内常喜君	19番	岡峯久雄君
20番	宮地章一君		

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

欠席議員（1名）

1番 橋本隆成君

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

説明のため出席した者

町長	高瀬満伸君	副町長	渡部睦君
会計管理者	山本靖君	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	樋口寛君
企画課長	左脇淳君	庁舎建設担当政策監	森武士君
新産業・まちづくり担当政策監	市川敏英君	商工観光課長	宮地正人君
管財契約課長	仲治幸君	農林水産課長	熊谷敏郎君
建設課長	佐竹一夫君	環境課長	山脇一生君
町民課長	柴久幸君	健康福祉課長	山川明彦君

税 務 課 長	敷 地 敬 介 君	上下水道課長	高 橋 一 夫 君
教 育 長	宮 崎 勲 君	教育次長兼学校教育課長	岡 澄 子 君
生涯学習課長	野 村 和 弘 君	農業委員会会長	林 幸 一 君
農業委員会事務局長	永 尾 一 雄 君	代表監査委員	松 本 悟 志 君
総務課副課長	山 本 康 雄 君	総務課副課長	清 藤 泰 彦 君
総務課財政班長	山 脇 光 章 君		

大正総合支所

支所長兼地域振興課長	武 内 洋 介 君	町民生活課長	武 市 宏 美 君
産業建設課長	下 藤 広 美 君	大正診療所事務長	林 正 憲 君

十和総合支所

支所長兼地域振興課長	岡 本 順 一 君	町民生活課長	杉 内 和 一 君
産業建設課長	林 久須男 君	十和診療所事務長	酒 井 寿 哉 君

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|         |           |     |           |
|---------|-----------|-----|-----------|
| 議会事務局長  | 田 辺 卓 君   | 次 長 | 武 田 枝 里 君 |
| 臨時事務補助員 | 池 田 沙 也 君 |     |           |

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（宮地章一君） 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまより、平成23年第2回四万十町議会定例会第10日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

本日の会議に1番橋本隆成君から欠席届がっております。

報告を終わります。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第1 議案第72号高幡身体障害者療護施設組合規約の変更について、日程第2 議案第73号四万十町総合振興計画審議会条例の一部を改正する条例について、以上議案第72号から議案第73号までの2議案を一括議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

緒方正綱君。

○8番（緒方正綱君） それでは、議案第73号についてお伺いをいたします。

まず、18人から26人ということで条例の改正案が出ておりますが、この中で「意見公募3分の1以上2分の1未満とする」、これの根拠についてお伺いをいたします。

それと、公募の期間はどのように設定をされるのか、締め切りがあるのかないのか。

それから、今回のこの条例改正について公募枠を設けるということですが、これが公募枠に満たされない場合に、さっきの2番目の質問にもちょっとダブることもありますが、常時募集をしていくものなのかどうか、それについてお伺いいたします。

○議長（宮地章一君） 企画課長左脇淳君。

○企画課長（左脇淳君） お答えを申し上げます。

まず、1点目の委員の方の3分の1以上2分の1未満の規定についてでございますが、四万十町意見公募手続条例施行規則第3条に定めておりますので、この規定に基づきまして、3分の1以上2分の1未満とさせていただきました。

2番目の公募の期間につきましては、2週間ないしは3週間程度を予定いたしております。

3点目のご質問ですが、公募をしても定員に達しなかったという場合でございますが、公募にもかかわらず委員の数を満たない場合につきましては、意見公募手続条例施行規則

第3条第3項の規定、審議会の委員を公募したにもかかわらず委員の枠に満たない場合においては、改めて公募する必要はないという規定がございますので、この規定に基づきまして応募者の中から選任をしたいと考えております。

○議長（宮地章一君） 緒方正綱君。

○8番（緒方正綱君） 1番目の質問ですが、その3分の1以上、それと2分の1未満とするその根拠というのをお示し願いたいと思います。

○議長（宮地章一君） 企画課長左脇淳君。

○企画課長（左脇淳君） 根拠でございますが、先ほど答弁を申し上げましたように、意見公募手続条例施行規則第3条の規定でございます。

○議長（宮地章一君） 緒方正綱君。

○8番（緒方正綱君） そういう規則上というのはわかりますが、もう一回伺いしますが、当初は意見公募手続条例も取り入れてやるという以外では、その18名の委員さんということでありますが、そしたら新たにその枠を設ける場合に、なぜ3分の1以上2分の1以内としたというのをもう一度説明お願いできますか。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） これは意見公募手続条例を作成するときに、ある一定の議論があったというふうには思いますが、総合計画の審議会には町内の各団体の代表であるとか、あるいは学識経験者、そういった方が含まれております。

町民の幅広く意見を聞くという意味から考えて、町民代表からなる公募員を選定するわけございまして、多くてもいけない、少なくともいけないという範囲で3分の1以上から2分の1未満ということになったと思います。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） 細かいことをお聞きしますが、議案第72号で、これ、身体障害者福祉法から障害者自立支援法への移行ということで書かれておりますが、この中で題名のところで「高幡障害者支援施設組合規約」とこうなっておりますが、この中にどうして「自立」という言葉を入れなかったのか、そのあたりをちょっとお聞きしたいなということでございます。

○議長（宮地章一君） 健康福祉課長山川明彦君。

○健康福祉課長（山川明彦君） お答えします。

これにつきましては、法律のほうで定めた施設名称になっておると思いますので、こういう形になっております。

○議長（宮地章一君） 酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） 法律で定めた題名ということになっておるわけですか。

これは一応「障害者の自立支援法の移行に伴い」とこう書いてありますので、その中で、どういうわけで「自立支援法」と書いてある中に、施設組合の規約の中にどうして「自立」という言葉が入らなかったのかなというふうに思いまして、あんな質疑したわけです。そういうことになっておれば、それは仕方ないなというふうに思いますが、本来ですと、やっぱり自立を支援していくという形の中で、その施設もあるべきではないかなというふうに私は思いますが、まあこれ以上のことを聞いても無理かなというふうに思いますので、大体わかりました。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第72号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第72号高幡身体障害者療護施設組合規約の変更についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第72号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

これより議案第73号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 7 3 号四万十町総合振興計画審議会条例の一部を改正する条例について採決します。

議案第 7 3 号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第 7 3 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第 3 議案第 7 4 号四万十町窪川ふるさと未来館条例の一部を改正する条例について、日程第 4 議案第 7 5 号四万十町集会所等条例の一部を改正する条例について、以上議案第 7 4 号から議案第 7 5 号までの 2 議案を一括議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○3 番（田邊哲夫君） それでは、議案第 7 5 号四万十町集会所等条例の一部を改正する条例について質問をいたします。

今回提案された条例改正については、木屋ヶ内地区にあります集会所を指定の期間が満了したから無償で譲与するという内容でありますけれども、まず、大変私の近くにある集会所ですので建物はわかってますが、いつ建設をされた集会所なのかという点と、今後、指定管理をしている集会所等が多々あると思いますけれども、町としての基本的な考え、今後例えば築何年を過ぎたものについては、部落との協議の中で譲与、無償譲与をしていくという基本的な考えのもとで、今回たまたま木屋ヶ内地域の集会所が地元との合意でやろうということなのかどうか、一切理由づけがちょっと、ただ地元との合意だけでして、町の考えとして、今後の集会所のあり方があってこういうことになったのか。

併せてこの集会所、現時点での評価、幾らなのか。土地も含めて無償譲与なのか、そこらが非常にわかりづらい条例改正ですので、もう少し詳しく説明をいただきたいというのと、3 月 3 1 日に期限がもう既に切れている指定管理が何ゆえに今回 6 月定例までこけて、今提案をするのかどうか。本来は期限前に地元との合意をとった上で、せめて 3 月定例議会で提案をし、議会の議決を得るとというのが普通の提案の仕方ではないかなと思いますが、今回こういう提案に至った理由について、なお詳しくご説明をいただけたらいい

うふうに思います。

○議長（宮地章一君） 大正総合支所長武内洋介君。

○大正総合支所長兼地域振興課長（武内洋介君） お答えしたいと思います。

木屋ヶ内集会所につきましては、昭和５５年１月に完成をしております。

また、今回のこの集会所の地区のほうへ譲渡するというその根拠ということでございますけれども、その根拠につきましては、平成１９年３月に決定をしております四万十町の行財政改革大綱第１次の分ですか、その中の行財政改革実施計画の中で、「公設集会所等の維持管理の削減」という項目がございますして、公の施設として町が管理運営主体を行っている集会所が現在四万十町で１４０施設ありますけれども、その中で役割、機能面で地区集会所と変わらない施設が多いというふうな指摘がされておまして、管理形態もさまざまであって、町の経費負担についても整合性が確保されていない、地区が事業主体となって整備し、維持管理している施設との均衡を失しているというふうな指摘が出されております。

その中で、譲渡可能な公設集会所については、基本的には無償譲渡の方法で地元の自治会へ譲渡していくというふうな大綱の部分がありまして、今回この大綱のそういった指摘に沿いまして地区との協議が完了をいたしましたので、集会所のほうを地区に譲渡するということになりました。

また、譲渡する場合は集会所の上物についての譲渡でありまして、土地のほうは町有地ということで、それについて維持は町のほうがしていくということになっていこうと思います。

また、現在大正地区には、ほかにも地区管理の施設が２２ありまして、その２２につきましては集落が所管し、集落が管理をしている集会所でございます。

また、木屋ヶ内集会所につきましては、先ほど言われましたように地区の集会所として機能をしている部分が多うございますので、今回地域との協議の結果、譲渡ということにさせていただいております。

また３点目、議員さんご指摘の、本来であれば３月議会でということでございますが、３月議会で、指定管理をしておりました木屋ヶ内集会所の部分につきましては、そこから外させていただいて、指定管理は本年３月３１日で終了しております。

また、そんななか３月中に木屋ヶ内のほうと協議を進めておりましたけども、ちょっとすぐには、譲渡について待ってほしいというふうな話もございますして、今年度中に条

例でその改正をする部分と、また、今年度中に正式に譲渡契約結びたいというふうを考えております。

○議長（宮地章一君） 暫時休憩します。

午前９時４８分 休憩

午前９時４９分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大正総合支所長武内洋介君。

○大正総合支所長兼地域振興課長（武内洋介君） すみません。

先ほど四万十町内で公の集会所が１４０と申し上げましたが、４０施設の間違いです。すみません。申し訳ありません。

（「４０」と呼ぶ者あり）

はい、４０です。すみません。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○３番（田邊哲夫君） 答弁いただきました。

築３１年、今、昭和で言うたら８６年、３０年余りたった集会所ということになるわけですが、今、支所長の答弁の中で、町の経営負担を軽減する意味もあるという内容でしたけれども、今後こういった施設、集会所については、あくまでも地元の合意があればやるけれども、強引なというか、町が切り離すと、部落に、無償は譲与という場合です。譲渡いうたらお金をとって渡すのを譲渡という言い方ですので、そこら辺、言葉の違いがあらうかと思いますけれども、なければいつまでも町の管理だと。たまたまこの集会所は地元の合意が得られたと。幸いいう形なのかどうかのね。

それと、町の財産がなくなるわけですので、ただ負担を軽減するだけの目的でいいのかなのか。１つの規定がないと、たまたまこれは町から話があつて地元が合意したと思うわけですが、地域が自分のものにしたいという場合に、築１０年たって、「わしらにくれんかえ」と、「自分らで管理する」といったときに、財産を簡単に渡すのかどうなのかいう１つの基準がないといけないのではないかと私は思うわけですが。

何ゆえに、ただ負担軽減とか全部指定管理しているところは、全部負担軽減のためには渡したらええじゃないかと、築１０年であろうが新築であろうかという話になりかねませんので、１つの基準があつてなのかどうなのか。１つの基準はあくまでも負担軽減をするためだと言うのであれば、今までの全部の公の施設は負担かかっていくわけで、基準がな

いと財産処分ですので、おかしくなるのではないかと私は思っていますが、いかがでしょう。

○議長（宮地章一君） 大正総合支所長武内洋介君。

○大正総合支所長兼地域振興課長（武内洋介君） お答えします。

集会所、最初の設置の段階で、さまざまな補助事業の導入した関係でいろいろな形態がございます。山村振興事業とか生活改善の環境整備事業、そういったいろいろな補助事業を導入をして地区の要望にこたえて、さまざまなそういった集会所施設を設置しております。

それで今回、この木屋ヶ内集会所の譲与についてお話しする中で、先ほども言いましたけども、大正地域でも22の地域の集会所につきましては地区所管ということで、地区が負担をして管理をしている部分がほとんどでございます。したがって、そこでの均衡を図るという意味で、行政大綱にありますように、そういった方針に沿って地区との協議を進めさせていただいております。

また、その補助事業の関係がありまして、耐用年数、または償還とかそういった意味があって、すぐに譲与できないそういった施設もございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） ずっと支所長が答えてますが、私は大正のことだけ言いゆうつもりはありません。町全体の中に、集会所というのは補助を入れてやったのがあったりするとはわかっていますけれども、じゃ、四万十町全体の集会所の今後のあり方、当然指定管理料を払っている集会所もあったかなと思うわけですが。

1つの基準ですよ、だから。補助事業がゆえに、それは補助事業ですので、だから、補助事業の1つの譲り渡しができる期間になったら、町としては基本的には地元をお願いし、引き取ってもらうという1つの考えがあるかないかということを知りたい、そこが、1つの基準がなければ、じゃ、単独事業で例えばやったところがあって、「いや、新築になった、わしとこくれや」、「はい、どうぞ」という形になるのかというのが基準です、言うのは、だから。そういう補助事業の場合はこうだと、単独でやったかどうか、今後やるとしたら、では、こうだ。

言いたいのは財産ですので、補助事業でやったから、国との、県との関係があるから渡さんというのかどうなのかということです。だから、あくまでも財産の処分については

やはりある程度厳格な規制がないと、先日も吉村議員から体育館の問題もあったわけですが、基準は何かということを確認にしかんと、私どもは議員として判断する場合に、「ああ、そうかえ」と、「これがあったけん、どうぞ」というだけでいいのかどうなのかという1つの疑問を私は持っていますので、基準を明確に町の方針として示してほしいということをお願いし、終わります。

○議長（宮地章一君） 管財契約課長仲治幸君。

○管財契約課長（仲治幸君） お答えをしたいと思います。

確かに議員さんおっしゃるとおり、明確な基準を定めているわけではございません。現在、町内に耐震化等検討委員会という組織を設立しております。それは、庁舎関係の耐震化に伴って、I s 値が低い建物等を検討する組織でございますけども、その中でもこの集会施設について論議をしているところでございます。

おっしゃるように、町内には役場のほうで管理をしていない施設というのが、地元が建てた施設が111ございます。先ほども言われましたように、大綱のほうで均衡のことも出しましたが、今後補助金の関係、そういった期限が過ぎたものについては、町としても順次地元へ管理をお願いし、譲渡をしてお願いをしたいという意向で論議はしておりますけども、今議員さんおっしゃられましたような具体的な基準というのは今のところ制定をしていないのが現状でございます。

今後、耐震化等検討委員会でもそういった方向で地元との話し合いを進めながら、1つの一定方向で基準を定めていきたいというような考えをしております。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） これまで集会所の各地域への譲与については、何件か議案として審議もされてきた経過がございます。

これからその細部についての明確な基準は定めなければならないというふうに思っておりますが、これまでの流れからすれば、集落単独に置く集会所については地元譲与で行くということで、例えば基幹集落センター。複数の地域にまたがって防災の拠点であるとか、あるいはその地域地域の振興策につながるような用途に使う、そういった基幹集落センターについては、公設で、公設公営で、公設で指定管理者制度で、町が修繕費等も見ていくという方針で来ておりました。それが1つのこれまでの基準であったろうというふうに思いますが、なお、管財契約課長が申しましたように、細部の基準と言いますか、明確

な基準を今後示させていただきたいと思います。

(10番田辺哲夫君「ありがとうございました」と呼ぶ)

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

緒方正綱君。

○8番（緒方正綱君） 議案第74号四万十町窪川ふるさと未来館条例の一部を改正する条例についてでございますが、この改正内容については異論はございませんが、1点だけお伺いをしたいと思います。

この名称ですが、合併をして5年を経過して、今6年目を行っているわけですが、これから四万十町旧窪川・大正、それから十和、この3地区の一体感を醸成しようというときに、かえって、これは名前だけなんですけど、「窪川」という名前をあえて入れるよりは、四万十町ふるさと未来館とすればどうかという気もいたします。

今後、例えば大正地区・十和地区に「ふるさと未来館」という名称のもとで何か起こそうという計画とかでもあれば、また別ですが、これから先に行政の指定として、やっぱり合併して一体感を持たすということになれば、あえて「窪川」という名前をつけるよりも、外したほうがいいんじゃないかという気がいたします。

それと、このふるさと未来館については運営審議会というものがあるのかないのか、その中で審議をされたものなのかどうか、それについてお伺いいたします。

○議長（宮地章一君） 執行部、考え方を。

生涯学習課長野村和弘君。

○生涯学習課長（野村和弘君） まず、名称のほうでございますが、この施設につきましては、平成16年旧窪川町時代に建てた施設でございますが、その当時、建てたときの名称が「窪川ふるさと未来館」ということがありまして、条例の名称のほうもそのようになっておりました。

今回、減免の規定を設けるに当たりまして、条例のほうが「四万十町窪川ふるさと未来館」という条例でありましたので、そこと名称のほうがちょっと一致しないところがありまして、今回は「四万十町」というところをつけさせていただいたところでございます。

議員ご指摘の「窪川」という名称をというところでございますが、それにつきましては今後また検討はさせていただきたいと思いますが、今回の名称変更につきましては条例の名前に合わせたということでご理解をお願いしたいと思います。

それから、審議会のほうですが、条例のほうには特に審議会というところが定められておりませんので、今回は地区会等の使用に際しての減免ということの、町のほうのそういう見解でございましたので、その利用施設としてふるさと未来館があったというところでもございましたので、減免の規定のない未来館につきまして今回、減免規定を設けらしていただいたところでございます。

運営審議会というものはありませんが、運営協議会という、置くということになっておりますが、そこではちょっと今回は協議のほうはさせていただいていないところでございます。

○議長（宮地章一君） 緒方正綱君。

○８番（緒方正綱君） 言わんとすることはわかります。わかりましたと言っておきましようかね。

ただ、これはただ単に結局「四万十町」をつけたらいいと、これから先もこういう問題というか、条例改正として名称の名前って多分出てくると思うんですが、町のやっぱりこの考える姿勢、これを問われていくろうと思いますんで、合併をして旧３地区、窪川・大正・十和と、こういうところをこう１つにまとめていくということも名称の中でも、頭の中に、隅に置きながら、また名称の変更にも努めていただきたいと思います。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第７４号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第７４号四万十町窪川ふるさと未来館条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第７４号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第７４号は原案のとおり可決されました。

これより議案第 7 5 号について討論を行います
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 7 5 号四万十町集会所等条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第 7 5 号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第 7 5 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第 5 議案第 7 6 号四万十町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第 7 6 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 7 6 号四万十町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第 7 6 号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第 7 6 号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第6 議案第77号平成23年度四万十町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっております。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

森健吉君。

○16番（森健吉君） 2点だけお伺いしてみたいと思います。

まず、路線バスの車両の購入でございます。

これも、資料を見てみますと、来月1日から1カ月間試験的に運行を図りたいということでございます。

ちょうどホビー館の開業に合わせて新しいバスを購入したいということで予算計上されております。この部分で、この1カ月間の試験運行をした後、後の計画として、どういう計画を立てられるのかどうかについてをお伺いしてみたいと思います。

もう1点は、ホビー館の碎石舗装についてでございますが、ちょうど私、隣接なもので、現場を見に行ってきました。ちょうど西側に当たるほうについては既に舗装整備されておられるということで、残りのいわゆる運動場、旧運動場部分を舗装されるというように思うのですが、この舗装された、その舗装される目的は駐車場にするのかどうか。その点についてお伺いしてみたいと思います。

以上です。

○議長（宮地章一君） 企画課長左脇淳君。

○企画課長（左脇淳君） 路線バスの購入につきましてお答えを申し上げます。

今回、北幡観光自動車の車両購入費として1,710万円お願いをしております。

低床車両につきましては、現在進めております交通再編基本方針及び行動計画に基づきまして、だれでもが気軽にできる公共交通の再編を進めていくということで、乗降が困難な高齢者が増えているということで、車両の購入をお願いしました。

議員今ご質問になりました1カ月の試験運行という部分についてちょっと理解しかねておりますが、この低床バスについては引き続いて運行を行います。1カ月の試験運行につきましては、十和で現在試験運行を行っておりますので、当初予算におきまして4月から6月分の必要な経費をお願いしておりましたが、本格運行に向けて現在手続を進めておりま

して、陸運局への届け出等の関係で、1カ月どうしても試験運行期間が必要となりましたので、その1カ月の試験運行に要する経費でございます。低床バスが1カ月というものではございません。

○議長（宮地章一君） 商工観光課長宮地正人君。

○商工観光課長（宮地正人君） すみません。ホビー館の駐車場の件についてお答えをさせていただきます。

ホビー館の駐車場、交流広場のグラウンドを駐車場にするかというご質問なんですが、議員さんもお存じのように、上の駐車場だけでは15台ぐらいしかとめられませんので、やはり下の交流広場のグラウンドを利用すれば30台ほどとめますので、そういった形で、やはり駐車場の確保ということで、今回駐車場にしたいということで碎石を入れたいということでございます。

以上です。

○議長（宮地章一君） 森健吉君。

○16番（森健吉君） そのホビー館の舗装の分ですよね。これは当初から計画を立てて、それで今完成しております14、5台、道路面をさしかけ工事をして、駐車場を整備しているようですけれども。やはり当初計画して、きちんと下で十分間に合いはしないかなど、我々地元としてはそういうような見方をしております。

それで、そういうこと、当初はあそこのグラウンドを何かテニスコートみたいな形で残すような話もちらっと聞いたこともありますけれども、そういう方向で進みよったがではないがでしょうか。違いますか。

○議長（宮地章一君） 商工観光課長宮地正人君。

○商工観光課長（宮地正人君） お答えさせていただきます。

打井川地区のワークショップの中で、打井川小学校の校庭につきましては、例年行われている盆踊りとか運動会なんかに継続して校庭を使いたいということで、当初はグラウンドを残した経過がございます。

そういうことで、地元協議の中では、グラウンドを運動会等に使いたいということで残しておりましたけれども、やはり今年度に入りましてから地元と協議する中で、運動会においては、土・日曜も含めてホビー館も営業になってなかなか使えないということで、代替え地として奥打井川の農村公園とかが使えるということで、やはり駐車場にしてはどうかという、地元でも了解が得れたという形で、今回こういう形になりました。

以上です。

○議長（宮地章一君） 森健吉君。

○16番（森健吉君） 説明、わかりました。

路線バスの件についてももう少し詳しく説明を受けたいと思いますけれども、この有限会社北幡観光の委託料として、これ、1カ月分に当たると思うのですが、53万7,000円余りの委託料を出して運行さすというように私は理解しておりますが。

それで、すべて県のほうから町のほうで1,700万余りの手厚い予算を組んで、その上、いわゆる委託料53万7,000円余りを出して、これ、こういう形でずっと進められるのか。進むとすれば、非常に北幡観光としての企業努力がなくなるというように私は思っております。そういった面、その部分を行政としてもしっかりと見極めをつけていただきたいというように思っております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 企画課長左脇淳君。

○企画課長（左脇淳君） お答えを申し上げます。

試験運行に要する経費でございますが、53万7,915円。この経費につきましては1カ月分の町が北幡観光自動車に運行を委託する経費でございます、1日当たり2万5,615円の21日分でございます。

この試験運行は先ほども申しましたが、7月末で終了し、8月からは有償の本格運行ということで進めてまいりますので、その場合においては今までのバス会社に対する補助金として、今後の経費は委託料としてお支払いをする形になります。

以上です。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

橋本保君。

○9番（橋本保君） 1点お聞きをしたいと思います。

生活交通再編事業についてであります。これについては前々から議論もされて、今、十和で試験運行をしているところであります。

そういう中で聞くとによれば、利害が対立する機関、まあそういったものが幾つかあるかと思えます。そういうその対立する業者間の調整、そういったものをどういうふうな形で調整をされているのか。

その点と、それから、今まで十和の地域では4路線ということで試験運行をやってきて

おります。来年の1月から3月にかけては大正の4路線ということで試験運行がされるようになっているわけですが、十和の地域について、当初は2カ月間の試験運行では十分な検証が困難であるというふうな中で、4月、5月、6月と再度試験運行に踏み切ったという経過があるわけですが、大正については1月から3月ということで、3カ月間の検証期間ということになるわけですが、そういった片や6カ月、7月入れて6カ月になるわけですが、片や3カ月と、そういう中での十分な検証ができるのかなという部分。

それからもう1点、いわゆる料金の問題が、100円程度にしたいと、そういうふうな意向があるようですが、そういった点についても十分な検証をされて、そういう方向性を求めているかとしているのか、その3点についてお聞きをしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 企画課長左脇淳君。

○企画課長（左脇淳君） お答えを申し上げます。

まず、1点目の利害関係の調整でございますが、四万十町公共交通会議という会議がありますが、この会議につきましてはバス事業者、それから、タクシー事業者も加入を、それから、住民の代表の方も参加いただいた会議でございます。この会議におきまして調整を行ったところでございますが、タクシー事業者の十分な理解は得られたとは考えてはおりません。

次に、2点目の大正地域での試験運行は3カ月で十分かというご質問でございますが、今回県の補助金の交付決定をいただきまして、車両購入と合わせて試験運行費3カ月分をお願いしましたが、車両の購入、納車までに6カ月必要です。7月に発注しても車両が12月になりますので、それを受けてすぐに試験運行するということで3カ月間、3カ月分の運行委託料を計上しておりますが、3カ月では検証が不十分だと思いますので、改めて必要であれば来年度24年度の予算で数カ月分お願いすることになろうと思います。

3点目の運賃でございますが、四万十町の公共交通会議を開催いたしまして、新規運行路線と運賃につきまして協議を行いました。その結果、公共交通が整備されていない地域で、1路線ごと1週間に1日のみの運行であること、また、高齢者など交通弱者に移動手段を確保することが目的であるため、1回の乗降につき100円の定額運賃とすることで決定をいたしました。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 橋本保君。

○9番（橋本保君） まず1点目の利害関係のある機関との調整ということで、一定会議

は今まで行っているようではありますが、十分な理解は得られていないという、タクシー会社ですね、そういった発言があるわけですが、こういう問題を残しながら本格運行に踏み切っていくというのは、やはりこの四万十町の中でそういったタクシー会社、あるいは病院の送迎バス、そういった等々について、きちっとしたやっぱり調整をしてから進めていくべきじゃないかなと。いろいろ問題を残しながらやっていくのは、これから先、四万十町のいろんな行政の中にひずみが起こってくるのではないかなというふうに懸念をするところであります。そういった点について、もう少しきちっとした協議をするべきじゃないかなというふうに思います。

それと、2点目ですが、3か月では不十分ではないかなという認識を持たれているようでもあります。そういった点についても十分に検証をしてやっていくべきではないかなというふうに思っております。

そういうことと、それから、運賃についても確かに交通弱者、そういった高齢者の方々に手厚い形を設けていくのは大変重要なことだなというふうには思います。ただ、それだけでやはり財政が伴う問題であります。そういったことも十分検証をしなくてはならない課題が、ここには残っているのではないかなというふうに思います。

総務常任委員会としてもこれから視察をする中で、そういった料金等々の問題についてもやはり勉強してこなくてはならない状況があるわけです。そういうことも含めて、やはりこの問題は慎重にやっていくべきじゃないかなという認識を持っております。

再度その利害関係の調整、あるいは不十分な部分についても、もう少し腰を落として取り組むべきだというふうに思っておりますので、その点についても一度お聞きをしたいということ。

それから、十和についても一応4路線ということで試験運行され、大正についても4路線ということであります。その路線以外に、それぞれ高齢者の移動手段に難儀をしている地域もあるのではないかなというふうに思いますが、そういったことについて今後どういうふうな対策、対応を考えられているのか、その点についても併せてお聞きをしてみたいと思います。

○議長（宮地章一君） 企画課長左脇淳君。

○企画課長（左脇淳君） お答えを申し上げます。

タクシー事業者を含めた四万十町地域公共交通会議の議論も十分踏まえながら、今後運賃設定、それから新規の運行路線の開設については十分連携を密にして、調整をしながら

進めてまいりたいと思います。

また、タクシー事業者においては、公共交通で賄えない部分についての運行ということでご理解いただきたいと思います。

次の２点目の３か月でということでしたが、２４年度に、来年度に必要な予算をお願いして、十分な検証をしてまいりたいと思います。

３点目の路線以外、現在十和地域で４路線、今度新たに４路線ということで計画をしておりますが、集落の細部についてのご質問と思いますが、現在、十和・大正地域、それから窪川地域ということで計画的にコミュニティバスの試験運行を行っておりますので、それが完了した時点で高齢者等の対策をどうするか、また、四万十町的生活交通再編計画の中で検討も進めてまいりたいと考えております。

○議長（宮地章一君） 橋本保君。

○７番（橋本保君） 利害が対立するそういう機関との対応も検討していくということありますので、そういった点について、ぜひ、やはり不満というか、そういったことが残らない、くすばらないようなやっぱり対応をしていくことが、今からのこの行政の中では必要なことではないかなというふうに思っておりますので、十分な対応をしていただきたいというふうに思います。

それから、来年の２４年度には十和・大正についての本格運行ということになると思います。ある意味では先行して本格運行に入っていくのかなというふうに思うわけですが、その運行の中身についてが十分わかりません。ただ、今までの試験運行についての路線を本格的に１週間に１回行くのか、そういった点ですね。先ほども言うた、この路線以外の地域で、今までどおり路線バスが運行されているわけですが、そういう形で残って高齢者の方をすくい上げていくのか、その辺の再編ですので、その辺がいろんな形で変わってくるのかなというふうには思うわけですが、その辺が、今の段階でわかっている範囲でお答えをしていただきたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 企画課長左脇淳君。

○企画課長（左脇淳君） 公共交通の再編でございますが、新たな試験運行ということで路線を設けるだけではなく、現在朝と夕方２往復の路線も走っている地域もありますが、そうした地域の方においては、高齢者にとっては、朝買い物に行って、病院に行って、晩までは待てんというようなご意見もありまして、もっと利用しやすい形態を望む声もあります。曜日を指定して、１日に４便、５便という頻発運行をとる地域もございますので、

この生活交通の再編の目的でもございます高齢者の足を、しっかりとして守っていけるような方向で進めてまいりたいと考えております。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

中屋康君。

○5番（中屋康君） 私のほうでちょっとこれ、商工費の関係で教えていただきたいというか、ちょっと詳しくお伺いをしたい件がありましたので質問をしたいと思いますが、予算資料で6ページの項目で、一応細かく書いていただいている部分で、コグウェイ四国実行委員会補助事業ということで、内容はサイクリングを生かして、四国内をプロジェクト化をして、四国内をサイクリングをして活用していくという内容であります。

定額補助ということで、100万、100万、100万、これ、3年間ということでここに書いてありまして、3年間の検証をしてモデルコース化を図るということであります。

私もサイクリングの実態というか、全国規模やら世界規模の内容はわかりませんが、内容を見てみますと、山崎美緒さんという方が、著名な方が、特に四万十川をメッカにしたいということで、たつての要請を受けてというような内容も書いてありますし、国の内外から200名、大分たくさんのサイクリングの方が走るという内容になっております。

まずこの定額補助、3年間補助をしていくということになるわけですが、この100万で、どういった規模になるのかさっぱりわかりませんので、この100万の定額補助をして、毎年、今年から9月の時期ですよね、来年、再来年と3年間実施をしていくということになりますので、どういった補助内容になって、どういった規模になるのか。当日2日間町内で宿泊ということになりますので、その受け入れやら、あるいはマラソン大会と同じで、同じように沿線走るわけですので、コースの設定方によっては沿道の手伝いとかいったような話も出てこようかと思うんですけども、そのあたりのことをどんな形でこれを、補助を受けておられるのか、ちょっと詳しくお答えをお願いします。

○議長（宮地章一君） 商工観光課長宮地正人君。

○商工観光課長（宮地正人君） お答えをさせていただきます。

ちょっと時間いただきますけれども、経過から説明をさせていただきます。

6ページに内容を書いておりますけれども、四万十町といたしましても、サイクリングを生かした観光産業の振興を本町としても推進していきたいということで、昨年、県のおもてなし課のほうから世界的にも活躍をされております山崎美緒さんを紹介していただきました。

山崎さんについては、四国一周のサイクリングコースを世界、国内外から四国に誘致することにより地域の活性化に貢献したいということでお話がございました。山崎さんは観光庁や高知県知事にも働きかけまして、コグウェイ実行委員会を立ち上げまして、本年9月に第1回目のサイクリングイベントを実施し、世界を初め、県内外から多くのサイクリストを集めまして、四国の魅力を世界にアピールしていくということで、お手元の資料を回しているところであります。

今回の四国一周の日程でございますけれども、10日間です。その中でも四万十川沿いを走るということに思いを寄せていただいております、今回も四万十町で外国人約50名から70名、スタッフも入れまして100名、それから参加者100名、合計200名の方が2泊していただくということになっております。

四万十町としても、ぜひ四国のこの四万十川沿いを走ってもらいまして、国内外のサイクリストが何を求めているかを検証していただきながら、数年をかけまして、四万十川沿いを四国のサイクリングコースに設定していただきまして、世界、国内外へと情報発信を行うとともに、多くのサイクリストを四国に誘致することによりまして、四国の高知四万十川が自転車旅行のメッカになるように取り組んでいきたいという経過でございます。

その中で、補助でございますけれども、補助金の内容ですけれども、この間、先ほど説明しましたように、10日間のうち四万十町に世界、国内外からスタッフを入れまして約200名の方が2泊していただく予定です。その滞在中の経費の一部として、また、四万十川沿いをサイクリングのモデルコース化するための検討費用としての補助金ということで100万という形になっております。

そして、コグウェイ実行委員会は、今回の取り組みを一過性のイベントでは終わらせることなく、継続的なサイクリングコースとして、高知では四万十川沿いをコース設定していただきまして、自治体や観光関連機関と連携しまして、世界を初め県内外から多くのサイクリングファンを四国のこの四万十町に誘致し、交流人口の拡大と地域の活性化に貢献したいと言っているところでありますので、四万十町としても、ぜひ計画に上げておりますように継続的な取り組みでやっていきたいと考えております。

なお、コース等については先ほど言いましたように、検証してもらいながら行くということで、9月になっておりまして、今まだ、具体的な内容までは今後詰めていくような形となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（宮地章一君） 中屋康君。

○５番（中屋康君） 大体の概要というのは承知をしました。

ということで、その１００万についても、２泊タイプで特に外国の方がお泊まりになるというようなことではありますが、その内容については主に泊まっていただく分のいわゆる補助をしていきたいというようなことですが、そのあたりと、今、もう一つちょっと聞きづらかったんですが、それに合わせた補助内容というのが、もうちょっと具体的なものが聞こえたらいいんですが、ちょっともう一度、そのあたりのところを説明いただくのと。

それから、大会が合流するということでもありますよね。何か大会名が、「四国サイクリング２０１１」、それから「四国ディスカバリーランド２０１１」いう大会の合流ということですので、これについても今言った、これは恐らく今まで既存の大会だと思うので、そのあたりのことが今からずっと続いていくのかということ。私からすれば、大変この四万十川の沿線がそういった意味で活用され、風光明媚なところを世界の、国内外にアピールするというのは大変すばらしい行事だと思うので、そのあたりのことの実効性を兼ねて、今から検証してもらう、あるいはモデルコースとしていいものにしていくための形として、そういったほかの大会との合流というのが今から続いていくのかどうか、そのあたりのことをどうなのか。今回一過性のものなのかどうか、ちょっとそこだけ２点です。今言った１００万の使途の内容について、もう一度できれば詳しく、それからもう一点は、既存の大会との合流が今後続いていくような形で実行されていくのか、その点、もう一度お願いをします。

○議長（宮地章一君） 商工観光課長宮地正人君。

○商工観光課長（宮地正人君） お答えをいたします。

補助金の支出内容ですけれども、先ほども申しあげましたように、滞在中の２００名の方の、四万十町の食材等の、食品なんかを全国にアピールしていただくという形の費用になると考えております。

大変申し訳ないです。

経費のほうは、それと世界から５０名から７０名、県内外からも含めまして、そういった方々での、四万十川沿いを走っていただくための研修費用の一部という形が主な補助内容とはなっております。

それから大会の継続でございますけれども、これにつきましてもコグウェイ実行委員会、今年初めて立ち上げて第１回目をやるということですが、コグウェイ実行委員会のほうとしましては、継続的な取り組みをずっとやっていきたいということで、サイク

リングコース２０１１についても来年度以降も続けていきたいというような形で聞いております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 中屋康君。

○５番（中屋康君） 承知をしましたが、その意味で大変、おもてなしをするという内容でありますし、町内の食材をふんだんに味わってもらおうというようなことで使われるようですので、せっかくこういう補助金、しっかりＰＲのために使うわけですので、できればお泊まりいただいて、そういった四万十町のいいものを食べていただく、あるいは味わってもらおうということですありますので、そのあたりの関係の団体としっかりコミュニケーションを図って、実効あるようなおもてなしというか、そういう研修の費用として使っていただきたらと思いますので、ひとつお願いをしておきます。

私のほうは以上です。

○議長（宮地章一君） 暫時休憩をします。

午前１０時４３分 休憩

午前１０時５４分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

林健三君。

○１１番（林健三君） １１番林です。

すみません。予算書のほうでございしますが、９ページの２款１項６目１３節ですが、先ほど森議員、それから橋本議員のほうからありましたが、生活交通再編の問題でございします。

十和地域で今やっておりますが、この資料の中にも継続ということで、それから今年２３年の１月から３月まで大正の４路線、そして窪川という路線でやる予定をしているようでございしますが、その中で、一応委託先は北幡観光となっておるようでございしますが、その中でも、私は先ほど橋本議員からもありましたように、タクシー会社との利害関係、話し合いがまだついてないという話が出ておりましたが、ぜひともその辺はよね、タクシー会社も本当にお客が少ないようでございします。北幡観光では多分３，０００万、高南にも多分３，０００万ぐらいの補助をやっていると思います。その辺もあるので、ぜひともタクシー会社とのもう一回協議をしてもらって、その辺を何とかできりゃあしていただきたい

いと思って質問いたしました。その辺、よろしくお願いします。

そして、ページ数言います。11ページの6款の2項2目19節の四万十ヒノキブランド化の推進協議会の補助金の関係です。20万じゃったと思いますが、この資料の中にも四万十流域でないところが私、何か不思議に思いますけど、三原村が4市町村ということになっておりますが、四万十川には全然離れたところが入ってこのブランド化やるという話は、この説明があったかないか、その辺ちょっと詳しく説明。なぜこの三原を入れたのか、話していただきたいと思います。

○議長（宮地章一君） 企画課長左脇淳君。

○企画課長（左脇淳君） お答えを申し上げます。

試験運行の委託先でございますが、現在、大正・十和地域の路線バスにつきましては、北幡観光に委託をしております。

また、本年度の十和地域の試験運行につきましても北幡観光に委託をしておりますが、大正地域での試験運行につきましては、タクシー事業者も含めて委託先を今後検討、調整をしてまいりたいと考えております。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 四万十ヒノキのブランド化についてのご質問でございました。

これは四万十ヒノキをブランド化に向けて4市町村で取り組む協議会への負担金でございますが、ご質問の市町村が流域でない部分というのは、恐らく三原村であろうと思います。その4市町村申し上げますと、四万十市、それから中土佐町、三原村、そして本町四万十町の4市町村で取り組むものでございます。

これは、その流域では良質のヒノキの産地ということで、呼び名も「高幡ヒノキ」とか「四万十ヒノキ」とかいうふうに、呼び名も違っておりましたが、それを「四万十ヒノキ」と統一して、外に売り出そうという計画でございます。

それで、三原村というのが四万十川の流域ではないというご質問でありましたが、四万十川の支流に中筋川という川がございまして、それが四万十川に注いでいるということで流域ということでございますが、四万十川というよりも、やはり先ほど申し上げましたように、良質のヒノキの産地ということで、特徴といたしましてはピンクがかった木と、それから油脂分が多くて粘りもあって、建築資材には本当に優れているという良質のヒノキの産地でございますので、そういうヒノキがその地にもあるということで、一緒に入って

もらってブランド化に向けて取り組んでいこうということでございます。それで、4市町村でこのブランド化を推進しようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 林健三君。

○11番（林健三君） 今、課長のほうから答弁がありましたが、再編の問題です、生活。

北幡観光は先ほども言うたように、3,000万というような、高南へももちろん3,000万ぐらいやっているといます。ぜひともその辺は協議をする言うけど、早急によね、私は協議をしていただきたいと思います。ぜひとも、できれば北幡観光へ委託するよりもタクシー会社のほうが安いと思います、私は。私の考えですけど、多分間違いなしに行けると思います。その辺よろしく町長、頼みます。

それから、今、課長のほうから言いよったヒノキの関係です。四万十ヒノキ。課長が今言うたけど、四万十川流域わかってますか。ヒノキの中身は赤みを帯びちゅうがですよ。赤とそれから、三原は良質のヒノキ、確かにとれます。だけど、木の質は黄色いです、黄色い。赤と黄色じゃ全然、四万十町のブランドじゃ言うたち通用せんがじゃないですか。私は、中筋川何のかんの言うけど、そんな問題じゃなしに、本当に言うたら偽造じゃぜ、言うたら。中国のほうの偽造のギョーザとかいろいろ出て、問題が出てきちゅうが、これはすぐにたたかれる問題じゃないですか。課長、その辺よく考えてあれしてくださいよ。もう一遍ご答弁をお願いします。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） ヒノキの性質のご指摘でございました。三原のほうも良質のヒノキ、赤みがかったものもあるということでございます。

この経過につきましては、四万十市のほうが音頭とっていただいて、このブランド化に向けて、ひとつ連携を組んでやらないかということで提案があったわけでございます。それを受けまして、同じようなヒノキの性質を持つような市町村が集まって取り組むということで、この4つになったわけですが。

それで説明資料のほうにも書いてありますが、今年の2月に四万十市のほうで四万十ヒノキのブランド化に向けた4市町村の協定というのを、首長4人集まりまして調印式を行ったわけでございます。この協定に基づいて、今回のこの協議会を発足して、ブランド化に向けた取り組みをしようということになっております。それで、4市町村の合意ができ

ているということで進めさせていただいておりますが、先ほども申し上げましたように、良質のヒノキの産地ということで、これを売り込もうとするものでございます。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

下元昇君。

○15番（下元昇君） それでは、4点ほどお伺いをします。

説明資料のほうがわかりやすいんで、説明資料のまず2ページになります。きのうも一般質問いたしましたけれども、本庁舎の建設事業の中で、まず、この説明資料の最後のほうに、JA四万十からのいわゆる移転補償対象物件等が写真で載っております。この点で少し確認をさせていただきたいということで質問をいたします。

まず、この説明資料の22ページなんですけれども、ここに、これは西側ですから、駅前の旧JA四万十のATMの昔の施設、それとみどり市が行われておりました自転車置き場、これを移転補償とする対象になっておりますけれども、このいわゆる金額がはっきりわかりませんので、あとの質問にも関連いたしますけれども、こういった物件、そして23ページ、工作物。ハウスでありますとかいろんな金網フェンス、こういったことは対象物件として理解ができます。

しかし、動産として、23ページ、下にあります、いわゆる展示室商品等、店舗内備品等、それから農機具等、店舗内備品等といろいろあるんですけれども、これは写真見る限り、いわゆる商品であったり、中で使っている備品ですけれども、これは移動すればまた使うんじゃないですかという疑問があって、こういった備品についての、どうして移転対象物件になったのか。

それと、例えば先ほどの22ページの駅前のこの2つの施設、かなりJA四万十の持っている資産でも古いんですけども、何を基準に、いわゆる補償金の算出基準、これは何をもとにしたのか。例えば減価償却していると思うんですけども、そういうJA四万十のいわゆる償却資産台帳、こういったことをもとに算定していると思うんですけども、そこあたりの説明を願いたいと思います。

それから2点目は、先ほど林議員が質問いたしました四万十ヒノキのブランド化推進事業で1点だけ。

これもページ3ページなんですけれども、このブランド化事業なんですけれども、流域

の4市町村が集まってブランド化しようという大変意義のある事業だと思います。そこで1つだけ、以前から流通経路での、いわゆる先ほど林君も偽装問題が出るんじゃないかというような質問もあったんですけども、いわゆる伐採、製材、それから商品として流通さす、その現場の、本当にこの4市町村から出た間違いない四万十ヒノキですよという確認作業、これをどういった手順で行うのかをお伺いしたいと思います。

それと、ブランド化という事業ですので、この「四万十ヒノキ」という1つの名称、これがいわゆるパテント化できるのか。商標登録まで持っていこうとして、いわゆる付加価値をつけようとしている事業なのか、その点についてお伺いをします。

それと、3点目は、先ほど中屋議員が質問いたしました「コグウェイ四国」、この補助事業ですけども、これは6ページにございます。

ここで、先ほど中屋議員の質問である一定わかりましたけれども、1点だけ。この事業におけるボランティアの、いわゆる四万十町内でのボランティアの要請はもう既にしたのか、あと3カ月を切っておりますので、ボランティアの要請は必要としておるのか、必要とされていないのか。もし必要とするならば要請したのか。

それと、宿泊が200名から余りということで、2泊本町で宿泊いたしますけれども、アウトドアの方なんで、立派なホテルに宿泊する必要はないと思うんですけども、例えば交流センターとかこいのぼり公園とかいろいろあると思うんですけども、そこあたりの宿泊はどうなっているか。いわゆる宿泊の受け皿づくりを説明願いたいと思います。

それから、最後4点目、ページ8ページの東日本大震災の支援事業なんですけれども、これは説明資料を見ますと、人的な支援の旅費でありますとかそういったことが単年度、23年度だけで423万計上されておりますけれども、これは、もし東北のほうのそういった復興が遅れた場合には、来年度以降もこういった支援がひよっとすれば必要ではないかなと思いますけれども、本年度だけで打ち切るのか、あるいは東北のいろんなところから支援があれば、四万十町として継続して事業を行っていくのか、この4点についてお伺いをします。

○議長（宮地章一君） 庁舎建設担当政策監森武士君。

○庁舎建設担当政策監（森武士君） J Aの物件移転全般についてのご質問でございます。

その中で特に何を基準に算定をしたかということでございますけれども、まず今回物件移転の補償費算定に当たっては、今ある建物を再建築をするという前提で、概算事業費のほ

うを算定をしております。算定については、四国地区の用地対策連絡協議会というところがそれぞれ基準を定めておりまして、例えば農機センター、東側になりますけども、あの建物が、ほぼ全部が築40年ぐらい経過をしております。建築年月日が昭和46年というふうになっているわけですけども、今申し上げました経過年数と耐用年数で再建築率というものが決まってまいります。当然古ければ古いほどその率というのは下がってきます。

それで、具体的な内訳等についてお示しをしておりませんでしたので、ここで若干お時間いただいて詳しくご説明もしていきたいと思います。

まず、資料にもございますけども、駅の西側でございます。

これは2棟ございます。旧JAのほうで、議員ご指摘のように、ATMの倉庫と事務所兼用、それからJA職員の駐車場として、軽鉄骨の駐車場がありますけども、これの移転費が約600万円程度見込んでおります。

それから、西側から順次行きたいと思いますが、工作物移転ということで、あそこの駐車場についてはアスファルトの舗装をしておりますので、そういった舗装についても補償の対象になります。

それから、資料では動産というふうにしておりましてけども、動産の移転料の補償ということになります。駅の西側の、先ほど言いましたATMの中には事務用の机であるとか、椅子がありますので、これの移転料ということでございます。これが約5万円。そのほか移転雑費の補償費ということで、西側については150万円見込んでおります。

それから、木が確か2本あったと思いますが、その立木についても移転補償の対象ということになっております。農機センター側になりますけども、こちらが4棟ございます。延べ床面積が1,300㎡ございますが、これらの移転料が9,700万円でございます。

それから、敷地内に若干舗装がございますので、舗装と側溝、これが工作物移転料ということで約300万円、概算ではありますけども予定をしております。

先ほど言いました動産になるわけですが、機械類が約30台、そのほか事務用机、椅子等多数ございますので、こういった移転料ということで200万円を見込んでおります。特に農機センターについては営業が一時できないということも発生いたしますので、移転営業補償費ということで、200万円程度を見込み、総額1億1,000万円というふうになっております。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 四万十ヒノキのブランド化についての2点ご質問がございました。産地偽装を防ぐために流通経路をしっかりとしないといけないというご質問と、それから登録商標をとるのかというご質問であったと思います。関連がございますので、一緒に説明させていただきます。

この取り組みとしては、協議会の中で幾つかの活動をすることによって、ブランド化に向けて進めていくということにしております。

その中の1つとしては、森林整備の促進ということです。四万十ヒノキを育てる森を、適正な整備を行っていきましょうということでございます。

それから、公共施設の木造とか木質化のほうも図っていきましょうと。

それから、四万十ヒノキの利用促進と、PRなども行って利用促進をしましょう。

それから、供給体制の構築ということで、この中に産地の認証とかブランド化というようなものがあるわけです。こういった取り組みをすることによって、最終的にはご質問にありましたように、地域団体商標と申しますが、これを取得したいというふうに考えております。

これは、法律が平成18年に変わって、商標法の一部を改正する法律ということで、地域団体商標登録が取得しやすくなっております。と、申しましてもいろいろと条件がございまして、なかなかクリアしなければならない問題もあるわけでございます。

まずは、基準というものがございまして、どういうものが基準になるかということを申し上げますと、取得する団体の適正要件ということになってます。この場合ヒノキでございますので、取得するのは森林組合ということになるわけです。それから、地域名と商品、つまりヒノキですね。ヒノキの密接的な関連性があるかどうか、それから、周知性があるかどうか、この3つが主な要件となっております。

それで、取得する団体が森林組合ということになっておりますので、この協議会の中にも当然エリアの中の森林組合すべて入っていただきまして、一緒になってこの団体商標をとろうとするものでございます。それで、産地偽装が当然あったらいけませんので、そういう偽装について、どういう流通経路をとっていくかというのは、最終的には取得する森林組合等の協議もなされないかんわけでございますので、今後はそういうことについても検討していきたいと思っております。

最終的には、四万十ヒノキという名前を、周知性を図って、いっぱい名前を使って、全

国に周知しながらこの登録の取得について目指したいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 商工観光課長宮地正人君。

○商工観光課長（宮地正人君） コグウェイ四国サイクリングプロジェクト事業につきまして、議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、事業におけるボランティアということでございますけれども、基本的には日本人スタッフが30名から50名ちょっとという形になっております。あとにつきましては、町の職員を初め、観光協会での対応でやっていきたいなというように考えております。

話が飛ぶようですけれども、海洋堂のホビー館のオープンなんかもございまして、そういったスタッフ要請を、職員対応しているところですが、それが終わりましたらコグウェイのほうにまた展開していきたいなと考えているところでございます。

次に宿泊の受け皿としてはということでございますけれども、2日間泊まっていただきます。まず、四万十町の窪川の1日目につきましては、海外の方を初めとして岩本寺と松葉川温泉、そしてスタッフについては旧の半平旅館を休憩施設として利用していただくような形で現在調整中というところでございます。

以上です。

○議長（宮地章一君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） 東日本大震災支援の関係でお答えを申し上げます。

今回予算計上させていただいておりますのは、支援のうちでは、主に人的支援に係る経費、それと物資の支援については、本町に備蓄してありましたアルファ米でありますとか、水、毛布などを発生直後にお送りをしたものの補充に係る経費でございます。

今後、また必要になってくるのではないかとご質問でございましたけれども、物資については、恐らくこれ以上の支援ということにはならない可能性が高いと思いますが、人的支援につきましては、現在は6月までの支援の経費でございまして、主に避難所の運営支援といった形で一般の職員が当たっておる支援ですけれども、次の段階として、被災者の支援として、税務職員でありますとか、それから復旧復興のための土木技術職員、そういった職員の派遣要請というものが全国の町村会を通じて、一定情報としては入っておる状況でございます。本町でも可能な範囲で、できるだけ今後も対応はしていきたいと思っておりますので、そういう条件になってまいりますと、また補正なりでお願いするという

ことになるかも知れませんが、そういう形で対応したいと思っております。

○議長（宮地章一君） 商工観光課長宮地正人君。

○商工観光課長（宮地正人君） すみません。先ほどのコグウェイの件での、宿泊の2日目が抜かっておりました。

2日目につきましては、十川の広井小学校を予定しております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 下元昇君。

○15番（下元昇君） 順番に説明をしていただきまして、大体が理解できましたけれども、やはり庁舎関係の移転補償。これは幾ら正式な基準があるとはいえ、金額を実際聞いてみますと、駅の西側でも600万プラス150万とか、まあ合計、東側も入れると1億1,000万と。通常、民間で考えると、やはりちょっと大盤振る舞いをしているんじゃないかなという感を感じました。でも、これはそういった基準に基づいて双方が合意をしたということで、これ以上私のほうから申し上げることはできませんけれども、非常にちょっと疑問点が若干残る点ではあります。

それから、四万十ヒノキのブランド化についてはよくわかりました。やはり地域団体商標という、私がこれまで聞いたことがない、そういう商標登録ができるということで、森林組合が取得されたようですけれども、ぜひこれ、とっていただきまして、ブランド化、付加価値をつけていただきたいと。

それと、何より大事なのは、やはり流通過程のチェック機能。これをきちんと、山から土場において製材、それから商品として流通するまでのチェック機能をきちっと果たして、品質を守っていただきたいということをよろしくお願いを申し上げます。

それから、コグウェイに関しましてはよく理解できました。

それと、4点目の東日本大震災に対する支援事業。ひょっとすれば、物資面はちょっとどうかということですが、人的支援が土木関係、あるいはそういった技術職員の派遣がまだあるかも知れないということですが。

先ほど、私、ヒノキのブランド化のことと関連して、実は東日本で今いわゆる仮設住宅、いわゆる復興住宅が本当に多く建設されておりますけれども、今朝もちょうどテレビでやっておりました。この仮設住宅が、大手プレハブメーカーがほとんど90%を占めております。そのために、地元の建設・建築業者さんが資材が回ってこないという問題点が今現実起きております。そして、実際にそこで住まれた方は、大手プレハブメーカーの仮

設住宅よりは地元の木材を使った地元業者さんの、いわゆる木造の一戸建ての住宅だったんですけれども、非常にやっぱり住みやすいと、いやされると、そういうことも今朝のテレビでもやっておりまして、以前にも、これ、高知新聞の夕刊なんですけれども、いわゆる格安の復興住宅をつくったらどうですかと。これは間伐材です、木造です。これに、これは集合住宅も含まれておりますし、一戸建てもありますけれども、こういった木造の復興住宅、これがすごく今年、来年以降、出てまいると思います。

そこで、先ほどの東日本大震災を、建物がほとんど倒壊しておりますので、こういった需要がありますんで、四万十町としてできれば物資の面で、先ほどの四万十ヒノキのブランド化で、これから一緒にやる四万十川流域の四万十ヒノキの関連する1つの事業として、間伐材をそういった木造住宅の一部、たるきでも結構ですし、節があっても、柱、はりでもいいと思うんですよ。そういったいわゆる間伐で出てきた商品を、商品になり得る素材をやっぱり山に置かずに製材して、そういった方面に復旧材料として、この流域で取り組めばかなりの量が要るのではないかなと思いますし、きのうも質問させていただきましたけれども、いわゆる町内産を使った木造平屋の、そういった複合住宅、公営住宅の設置に向けても、ある一定方向性がつくのではないかな。そんなことも考えますので、そういった物資のもし支援があれば、先ほどの4市町村とまた協議して、現物になりますけれども、こういったことを支援として送ることも考えることができないか。これはトップの考えでありますので、町長あたりにお考えがあれば答弁願いたいと思います。

以上です。

○議長（宮地章一君） 副町長渡部睦君。

○副町長（渡部睦君） J A四万十の移転補償の部分でございますが、民間サイドで見ればかなり高いというようなイメージを持つということでございますが、あくまでも四国地区の用地対策連絡協議会の基準に基づいて積算された金額でございます。

実際に農協のほうはもっと高い金額もお示しもされたところもございます。ただ、うちのほうとしましては、こういう基準に基づいてやらせていただくということで、農協のほうには随分ご無理も申し上げたところでございますので、ご理解のほうをいただきたいと思います。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 被災地の住宅復旧に対して四万十ヒノキの活用ということでございますが、その件については、四万十ヒノキのブランド化の4市町村の協定、調印式のと

きにその話が出まして、今後協議会等を立ち上げる中で、そういった方向性も探っていこうということになっております。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

堀本伸一君。

○10番（堀本伸一君） 1点だけお伺いしたいというふうに思います。

予算資料、10ページです。

これは、大正中学校の日陰のベンチということでありますけれども、その設置事業費が組まれております。138万2,000円ですか。それは大変熱意のあるまあ予算の要望があったというふうに思うわけですが、そういった状況の中で、この補助先が大正スポーツクラブというふうになっておるわけですが、そういった補助をする場合に、そこに結局補助そのものが丸投げになるのか、あるいは見積もりをとって出てきた状況の中で、施設管理が済むまでは教育委員会が一定の管理という状況になるのか、そのあたりをまず1回お聞きをしたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 生涯学習課長野村和弘君。

○生涯学習課長（野村和弘君） 今回大正中学校のグラウンドのほうにベンチ設置ということで補助金を上げらせていただいております。

これにつきましては地区の要望も強かったということで、今回上げらせていただいておりますが、工事といいますか、設置につきましては、大正スポーツクラブのほうに補助金として出すこととになっております。

大体予算の見積もりにつきましては、他の業者等も見積もりもとっておりましたが、スポーツクラブのほうで補助金の範囲内でできるということもありまして、一応見積もりのほうは大正スポーツクラブのほうで積算していただいた金額で予算計上させていただいております。

それから、今後の管理につきましては、一応町の教育委員会としまして、補助金で設置をしていただくということになりますので、管理のほうは、大正スポーツクラブのほうで管理を続けてしていただくということになろうかと思っております。

○議長（宮地章一君） 堀本伸一君。

○10番（堀本伸一君） わかりました。

管理はクラブのほうでということになりますけれども、例えば事業そのものがベンチで、屋根付でベンチつくることになっておりますので、そこに補助を委託して、そこでや

ってくださいと。

その後もということになると、1つには、私が知りたいのはどういう、木造で例えばそういうのを設置するのか、あるいは軽量の鉄骨等々でやるのか、そのあたりが知りたいわけですけども、そこがクラブあたりへそのままで、クラブのほうでそういうことも模索しながらやってくださいということになりますと、安全性の面でちょっと気になるということです。ですから、まあ突発的な風とか何とかで、もしそのことによって事故が起きたというような場合に、私、こういう町が単独の、補助要綱の中身知りませんが、そこに設置したときに例えば事故が起きた場合に、例えば校庭内のことであるから、学校そのもののそれが責任になるのか、あるいは、補助を出した本町教育委員会のほうがそこあたりは責任があるか、そのあたりがわかりませんので、わかっておればまたそこを教えていただきたいということと、その建物そのものをどう判断をして教育委員会が認めていくのかは重要なところではないかなというふうに思うわけですが、そのあたりはどういうふうに考えておりますか。

○議長（宮地章一君） 生涯学習課長野村和弘君。

○生涯学習課長（野村和弘君） まず工事のほうでございしますが、スポーツクラブのほうに見積りというか、積算さしていただいております。

一応パイプ、軽量のパイプということで、基礎なんかも十分にやるということで、今見積りを出していただいておりますが、これから補助が決定をすれば、内容等協議していかないかところですので、安全性については十分協議のほうはさせていただきたいと思います。

もし万が一事故が起きた場合というところでございしますが、一応スポーツクラブのほうで管理していただくということになりますが、町有地、学校施設でございしますので、使用許可のほうは、申請のほう出していただいて許可をするような形で、専用の許可を出していただくことになります。

万が一の事故の場合につきましては、ちょっと今、細かいところは想定はしておりませんが、今後どういう対応をしていくかは、スポーツクラブのほうとも協議をして決めていきたいとは思っております。

○議長（宮地章一君） 堀本伸一君。

○10番（堀本伸一君） そういう事故が起きてはならんわけですけども、万が一そういった事故が起きたときの対応、このことは議会としても確認をしておく必要があるかな

というふうに思って質疑をさせていただきました。

それと、そういった事業要望がそういったスポーツクラブ的なことでやっていきゆう学校そのものから、同じような状況の中で事業要望があった場合に、今後町としてそういう採択ができるのか。そこもお聞きをしておきたいということと、安全面については、なるだけ予算を抑えたいということになりますよね。要望のほうも、それからまた結論を出すほうもそういったような状況になりますので、予算を絞る中での建物、そういったことが安全性とどう関連をするのか。ここはまあわずかな、わずかといいますか、百三十何万という予算の中でということでもありますけれども、そういった状況の中で、確かにそれは用途を、果たして安全性もいいのか。そのあたりはしっかりとやはり管理をしながら、それから、そういう協議を詰めた状況をしながら予算の配分をしていくということでない、私はいかんのではないかなというふうに思いますので、再度お聞きをしておきたい。

それから、今後そういった事業要望が他の学校から、該当する学校から要望があった場合には、速やかにそういった対応ができるのか、そのことを確認して終わりたいと思います。

○議長（宮地章一君） 生涯学習課長野村和弘君。

○生涯学習課長（野村和弘君） お答えします。

まず、ほかの学校からというところでございますが、今回につきまして、各学級施設につきまして、社会スポーツ施設として一般の方に開放しているところでございます。学校が設置する場合とまた異なってくると思いますが、今回はスポーツクラブと一般の方の施設として整備するようになっておりますので、他地区からもこのような要望があれば、その検討していかなければならないとは考えております。

それから、安全面と予算の関係でございます。確かに今回補助金ということで、地元スポーツクラブのほうに工事をしていただくことになっておりまして、主な費用は原材料費がほとんどでございます。人件費等はほぼ含まれておりませんので、安価には補助金の中で上がっております。安全面については先ほども申しましたが、建設設置前に十分協議して、安全な施設をと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

岩井優之介君。

○４番（岩井優之介君） 説明資料に基づいてお聞きいたします。１点だけです。

５ページの商工振興助成事業でございますが、本年、９事業がどういたしますか、事業の

対象として措置をされておりまして、今後増える見込みがあるということで、300万円の追加措置をしている分ですけれども、商工業がこういう形で活発にやっていくということは大変結構なことをございまして、こういう事業についての内容についてお聞きしたいという点と、こういう事業がまだまだ多くの、どう言うか、そういう事業をしたいという方に知られてないんじゃないかと思えますけれども、そこあたりの手だてについてお聞きしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 商工観光課長宮地正人君。

○商工観光課長（宮地正人君） 23年度の9事業の内容ということでよろしいでしょうか。

（4番岩井優之介君「はい」と呼ぶ）

23年度の9事業の内容としましては、空き店舗の活用、地代・家賃面も含めまして5件、起業・創業事業で3件、重点支援事業の観光業で1件、計9件の事業となっております。

それから、宣伝方法という形でしたけれども、この商工振興助成事業につきましては、平成20年の4月から実施しておりまして、今年で4年目となります。平成20年度が4件、そして21年度が7件、22年度が9件、そして23年度が現時点で9件ということで、年々増加傾向にあると思います。

広報の仕方としましては、窪川広報なんかで事業をやっていた方をご紹介しております。

それから、もう一つの方法としては、商工会を通じて宣伝をしていただいているということをございます。

今後につきましても、今年は起業・創業などの申請も非常に増えてまして、新規に対する申請が増えているということで、町内の産業振興の活性化につながるということで、担当課としても積極的にこれからも宣伝等をしながら推進していきたいと考えているところをございます。

以上です。

○議長（宮地章一君） 岩井優之介君。

○4番（岩井優之介君） よくわかりました。

広報の仕方で、こういう事業に対する説明というか、パンフレットみたいなものはつくられているのでしょうか。

○議長（宮地章一君） 商工観光課長宮地正人君。

○商工観光課長（宮地正人君） 全戸配布的な形で1枚のペーパー等で、商工振興事業、全体を紹介した形をやっております。

（4番岩井優之介君「それから、まあ支援の仕組みとかそういうやつ、だれでも手にとって、これならぜひ使ってみたいなと」と呼ぶ）

○議長（宮地章一君） 岩井優之介君。

○4番（岩井優之介君） いろんなこういう事業がありましたら、伝聞でいろんな、よく問われるわけですけども、そういう一目瞭然の資料、こういう、あ、これやったら自分もやってみたいなというふうなことがわかるようなものがあれば非常にいいかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（宮地章一君） 商工観光課長宮地正人君。

○商工観光課長（宮地正人君） お答えいたします。

平成20年度から取組んでいる事業でございまして、そういった、先ほど言われたようなことがわかるようなものを配付しながらやらせていただいていると考えてます。

○議長（宮地章一君） 商工観光課長宮地正人君。

○商工観光課長（宮地正人君） すみません。そういった内容のわかるパンフレットを、広報も通じて配布をさせていただいていますが、今年度も引き続きそういう対応をさせていただきたいと思っております。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） 簡単にお聞きをいたしますが、ページ数で、資料のほうで3ページのほうのブランド化の推進事業についてお伺いをいたします。

先ほど課長のほうから、地域団体商標登録ができるということでお聞きをいたしました。そういう中で、例えば、僕もまだ調査をしておりませんが、四万十ヒノキとして商標登録をしているところがあるとすればですよ、それはできるのかどうかという問題が1つあります。団体でやって、その中で「四万十」というのが入らんと、このブランド化というのはなかなか難しいのではないかというふうに思いますが、その点はいかがでしょう。

それから、この中で例えば森連が入ってますけれども、管轄が須崎と、また四万十市との、県の管轄がちょっと違って来るかなというふうに思いますが、例えばそういう組織を

つくる中で、顧問とかそういう形でその林業事務所あたりを入れているのかどうか、そのあたりはいかがでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） まず地域団体商標の四万十ヒノキをもう既にとっているところがあるかということでございますが、現在ございません。高知県で木材について商標をとっているところはございません。ありますのは、例を挙げますと、「土佐打刃物」ですか。それから「四万十川の青のり」とかそういうものでございます。

県外におきましては、奈良県の吉野杉とか吉野桧、それから京都の北山杉とか、岐阜県の東濃桧、こういったものがあるわけでございます。

そういったものを参考にいたしまして、四万十ヒノキというブランド化を図るわけでございますが、先ほども少し触れましたが、この四万十ヒノキというのは、周知性というのが重要性問われるわけでございます。それで、「四万十ヒノキ」という名前を大いに使って、全国に広く知れ渡らせるというのが大事なことでございまして、そういうことを4市町村で、関連するところで「四万十ヒノキ」と、こういう名前を使って周知性を図って、最終的にこのブランド化を、商標を取得したいというふうに考えてます。

それから、県の管轄等のご質問がございました。

資料のほうにちょっと載せてなかったわけでありましたが、オブザーバーといたしまして、国のほうの森林管理所、それから県の林業事務所のほう、管轄の林業事務所のほうをオブザーバーとして参加してもらうようにしております。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） 大体わかりました。

以前に十和地域でもそういう形で、四万十ヒノキということで千葉県のほうで売っておいりましたので、そういうことがあるかなという思いがいたしましたので質疑をいたしました。

そういう中で、森林整備の関係で言いますと、非常に個人ではできないと、あるいはこれから整備計画を立てる中で、森林組合が主体となっていくというふうに思いますが、その中で以前から私は言っておりますが、100ha以上ないと、なかなか森林の整備も難しいというふうなことがございます。

そういう中で、非常に先ほど来、森林組合が7森林組合あるわけで、そういう中でやはり地域地域の実情に合った施策というのがここへ書いてありますので、その中に四万十川方式の作業路を初め、地域の特性を生かした林業の振興ということが書いてあります。ですから、そういう森林組合同士での話の中で、また管轄が違う中で、いかに地域地域がそういう政策を出していくのかということが大きな課題になってこようかと思います。ですから、ぜひともこの中で、やはり地域の林業が振興できるような体制を構築していただきたいというふうに思います。

答弁があれば。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） この取り組みが、4市町村でともに取り組んでいくわけでございます。先ほども少し申し上げましたが、森林整備の促進とかいうようなことも同時に取組ながら進んでいくということでございます。

本町の場合は四万十式の作業路と、作業路をつけながらの間伐というようなことも進めておるわけでございます。そういったことも4市町村で研修をするとか、それから例えばモデルハウスを4市町村の中で建てているものがあったら、それを見に行くとか、また先進地を視察するとか、そういったことをしながら、最終的にはこの商標の取得に向けて、また四万十ヒノキを利用促進に向けて取組たいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） すみません。例えば、梶原町が取り組んでいるようなF S Cとか、そういう形の認定とかいう形も含めて考えておられますか。その点を1点だけお伺いしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 森林認証の件のご質問がございました。

四万十町でも町有林に関しましては、S G E Cという国内認証をとっております。それから、大正町の森林組合のほうではF S Cを取得しているところもございます。

そういった認証については、それぞれいろんな要件もございまして、そこで取得することになります。その点につきましても今後この協議会の中で、どうすべきか協議をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第 77 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 77 号平成 23 年度四万十町一般会計補正予算（第 1 号）についてを採決します。

議案第 77 号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第 77 号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前 11 時 50 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第 7 陳情第 23－3 号羽立川地区防火水槽設置に関する陳情、日程第 8 陳情第 23－13 号安全性の未確立な原発依存からエネルギー政策の抜本的見直しを求める意見書採択陳情書、日程第 9 陳情第 23－17 号ヘリポート設置の陳情書、以上陳情 3 議案を一括議題とします。

この陳情議案につきましては所管の総務常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

総務常任委員長橋本保君。

○総務常任委員長（橋本保君） それでは陳情の審査報告をいたします。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定をしておりますので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告をいたします。

受理番号、陳情第 23－3 号。付託年月日、平成 23 年 3 月 9 日。

件名、羽立川地区防火水槽設置に関する陳情。

審査の結果、不採択にすべきものと決定をしております。全員一致であります。

続きまして、陳情第23-13号であります、平成23年6月15日。

件名、安全性の未確立な原発依存からエネルギー政策の抜本的見直しを求める意見書採択陳情書であります。

採択すべきものと決定をしております。全員一致であります。

続きまして、陳情第23-17号。平成23年6月15日に付託されております。

件名、ヘリポート設置の陳情書であります。

審査の結果、採択すべきものと決定をしております。全員一致であります。

なお、若干の経過報告の説明をしておきたいと思います。

陳情第23-3号は継続審議になっておりました。この陳情については現地に行って、地元の区長さん、あるいは関係者の皆さんから説明をいただきました。

その結果、平成23年3月10日の調査で明らかになりましたように、渇水期でありましたけれども、小川には水量があつて、上・中・下で土のうを積んでせきをつくれば対応できるのではないかというふうな判断をいたしております。

また、今回陳情の防火水槽では、小川に沿った細長い集落への対応として、費用対効果がなかなか望めないのではないかという判断もしております。

また、執行部意見としては、土のうの確保、あるいは取水場所の標識については一定の対応ができるという判断をいただいております。そういった議論、経過の上で地元と協議をいたしまして、今回の陳情については不採択とした次第であります。

なお、あと2件の陳情につきましてはお手元に配付をしておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（宮地章一君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

これより総務常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 総務常任委員の皆様方には大変ご苦労さまでございました。

1点だけ。陳情第23-17号ヘリポート設置の陳情書でありますけれども、私の住む地域でもあつて、採択されたことは喜ばしいことではありますけれども、委員の意見等も

見させていただきました。

大変四万十町は広い面積の中で、下津井地区のような地域はたくさん、私は存在するであろうと思っています。例えば、委員長の地元である大道地域なんかも大変そういった意味では、大雪なんかが降ればほとんど道は通れない。また、こういうがけ崩れがあったら、ほとんど道が通れないというのは各地域で散見されるのではないかなと。

そういった中で陳情が出され、現地も調査され、大体の場所は私も想定できますけれども、ある面では道が通れなくても、あそこは幸いダムがあって、陸が通れなくても、時期によりますけれども、ダム湖を利用して搬送するということも考えようによってはできるわけですが、今後、この陳情採択することによって各地域から、じゃ、わしらも出そうじゃないかよというときの1つの判断基準、どこに求めていくのかという点と、当然それなりの事業費も、執行部も呼んで検査されたと思うわけですが、当然人の命、大事ですが、各そういう地域から出された場合に大変事業費との問題で、財源との問題で苦慮はしないかなというふうに危惧もするわけですが、その点いかがでしょうか。

○議長（宮地章一君） 総務常任委員長橋本保君。

○総務常任委員長（橋本保君） お答えします。

四万十町は確かに広大な面積の中で、そういった地域が点在をしておるというふうに私も認識をしております。また、今指摘されたような大道地区の問題、そういった部分についても、確かにそういう状況も生まれてこようかというふうに思います。

ただ、今回そういった陳情について、今回の部分についてはそういう判断をしたという経過でありまして、今後そういうふうな状況が出てくれば、またそういった時点での適切な判断を執行部ともしていかなくてはならないのではないかなというふうに思います。まあそういった部分の経過になるだろうというふうに思います。

それから、財政的な部分ではありますが、当然財政が伴うことでありますので、執行部との協議もいたしました。判断をその中でしてきたところであります。一定ここにも書いてありますように、木立の伐採とか、あるいはそこへ行く進入路の問題、そういったことも含めて、執行部のほうには「どうですか」ということのお聞きをしてきたところです。そういうことも含めて執行部のほうからは、それは何とかあるんではないかというふうな判断もいただいて、こういう結論に至った次第であります。

以上であります。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより陳情第２３－３号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２３－３号羽立川地区防火水槽設置に関する陳情を採決します。

お諮りします。

この陳情について委員長報告は不採択です。

原案について採決します。

陳情第２３－３号を原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立少数です。したがって、陳情第２３－３号は不採択することに決定しました。

これより陳情第２３－１３号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２３－１３号安全性の未確立な原発依存からエネルギー政策の抜本的見直しを求める意見書採択陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第２３－１３号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第２３－１３号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

これより陳情第２３－１７号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第23-17号ヘリポート設置の陳情書を採択します。

お諮りします。

陳情第23-17号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第23-17号は委員長報告のとおり採択することに決定をしました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第10 陳情第23-15号医師不足の解消、地域の救急医療の充実を求める陳情書を議題とします。

この陳情議案につきましては所管の教育民生常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

教育民生常任委員長田邊哲夫君。

○教育民生常任委員長（田邊哲夫君） それでは、私のほうから陳情審査報告を申し上げます。

教育民生常任委員会に付託をされました陳情を審査をした結果、今から申し上げるとおりに決定いたしましたので、会議規則第94条第1項の規定によって報告いたします。

受理番号は、陳情第23-15号。付託年月日については、平成23年6月15日です。

件名は、医師不足の解消、地域の救急医療の充実を求める陳情書です。

審査の結果、採択すべきものと決定をいたしました。全員一致でございます。

同僚議員の手元に審査の経過報告を出させていただいておりますが、この陳情は地元のくぼかわ病院から出されました。当病院は常勤職員が13名おられるわけですが、当直、宅直に当たられる職員は、8名の医師によって今、行われているようです。平均年齢は48歳ということです。

事務長の出席をお願いし、説明もいただいたわけですが、48歳の年齢が全国的に私としては高齢なのかどうなのかまでの把握はしてませんが、事務長の言われるのは、大変な勤務であるので、48歳というのは若いということではないようでございまして、月平均1人当たり、8名の医師ですが、2.9人の患者さんを今までの実績で行くな

らば診ていただけるようです。そういった点で、何としても中核の救急病院としては、もう少し医師の確保をお願いしたいということの陳情内容でしたので、当委員会としては採択をし、できれば皆さんのご同意をいただいて、県知事並びに県議会議長に陳情意見を出したいというふうに考えておりますので、議員の皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（宮地章一君） 教育民生常任委員長の報告が終わりました。

これより教育民生常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより陳情第23-15号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第23-15号医師不足の解消、地域の救急医療の充実を求める陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第23-15号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第23-15号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第11 陳情第23-1号災害対策工事についての陳情書、日程第12 陳情第23-7号生活道路を町道認定の要望書、日程第13 陳情第23-10号仁井田小学校運動場から町七区踏切までの道延長を要望する陳情書、日程第14 陳情第23-11号志和の主要生活兼農道を町道に認定等の要望書、日程第15 陳情第23-12号町道古市線への消防・救急車両の進入可能な町道改良対策の陳情書、日程第

16 陳情第23-14号地区内農道の町道昇格について（要望）、以上陳情6議案を一括議題とします。

この陳情議案につきましては所管の産業建設常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長堀本伸一君。

○産業建設常任委員長（堀本伸一君） それでは産業建設常任委員会に付託をされました陳情の審査結果についてご報告を申し上げたいというふうに思います。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告をいたします。

受理番号、陳情第23-1号です。付託年月日、平成23年3月9日。

件名、災害対策工事についての陳情書。

審査の結果、見なし採択と決定でございます。全員が一致であります。

続きまして、陳情第23-7号。平成23年3月9日に付託されております。

件名は、生活道路を町道認定の要望書。

審査の結果、採択すべきものと決定をしております。全員が一致であります。

この2案につきましては、3月に付託をされておりました継続の取り扱いとして審査をしてきた2件であります。

続きまして、陳情第23-10号。付託年月日、平成23年6月15日。

件名、仁井田小学校運動場から町七区踏切までの道延長を要望する陳情書。

審査の結果、不採択すべきものと決定であります。全員一致であります。

続きまして、陳情第23-11号。平成23年6月15日。

件名、志和の主要生活兼農道を町道に認定等の要望書。

審査の結果は、不採択すべきものと決定をしております。全員一致であります。

続きまして、陳情第23-12号。付託年月日、平成23年6月15日。

件名、町道古市線への消防・救急車両の進入可能な町道改良対策の陳情書。

審査の結果は、これも不採択すべきものと決定をしております。

全員一致であります。

続きまして、陳情第23-14号。付託年月日は、平成23年6月15日です。

件名、地区内農道の町道昇格について（要望）。

審査の結果は、不採択すべきものと決定をしております。全員一致であります。

3月議会に付託をされまして継続として扱った2件について、若干説明をさせていただきたいというふうに思うわけですが。

見なし採択としております案件、陳情第23-1につきましては、同一の趣旨、そして事業内容が、目的が、この議会初日ですか、15日だったと思うわけですが、その中で既に、執行部提案の中で提案がされ、可決をされておりますので、こういった取り扱いにしております。

それから、23-7ですか、生活道路を町道認定の要望書ということですが、この件につきましては、継続で扱った理由として、片坂バイパスの国道の計画が見込まれており、その事業内容によって、その路線の作業道あたりがつくとするならば、そのことによって目的が果たせる状況がある。財政を抑えながら、そういった状況で陳情の内容が果たせるのではないかと、そういうような形で一定の期間を見守ってきたわけですが、そういった状況が暫時には見えないということですので、現場としましては一部非常に危険な箇所もありますので、これは取り急ぎその危険箇所だけでも改良すべきではないかと、こういった意見の中で、今回採択すべきものと決定をした次第であります。

以上です。

○議長（宮地章一君） 産業建設常任委員長の報告が終わりました。

これより、産業建設常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより陳情第23-1号災害対策工事についての陳情書について申し上げます。

既に同一趣旨の議案が採択とされておりますので、陳情第23-1号は採択されたものとみなします。

これより陳情第23-7号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２３－７号生活道路を町道認定の要望書を採決します。

お諮りします。

陳情第２３－７号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第２３－７号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

これより陳情第２３－１０号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２３－１０号仁井田小学校運動場から町七区踏切までの道延長を要望する陳情書を採決します。

お諮りします。

この陳情について委員長報告は不採択です。

原案について採決します。

陳情第２３－１０号を原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立少数です。したがって、陳情第２３－１０号は不採択することに決定しました。

これより陳情第２３－１１号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２３－１１号志和の主要生活兼農道を町道に認定等の要望書を採決します。

お諮りします。

この陳情について委員長報告は不採択です。

原案について採決します。

陳情第２３－１１号を原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立少数です。したがって、陳情第２３－１１号は不採択することと決定しました。

これより陳情第２３－１２号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２３－１２号町道古市線への消防・救急車両の進入可能な町道改良対策の陳情書を採決します。

お諮りします。

この陳情について、委員長報告は不採択です。

原案について採決します。

陳情第２３－１２号を原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立少数です。したがって、陳情第２３－１２号は不採択することと決定しました。

これより陳情第２３－１４号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２３－１４号地区内農道の町道昇格について（要望）を採決します。

お諮りします。

この陳情について委員長報告は不採択です。

原案について採決します。

陳情第２３－１４号を原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立少数です。したがって、陳情第２３－１４号は不採択するこ

とに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第１７ 高知県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

この選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（宮地章一君） ただいまの出席議員数は１９名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第３２条第２項の規定により、立会人に７番山上利嗣君及び１８番竹内常喜君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。なお、白票は無効とみなします

〔投票用紙配付〕

○議長（宮地章一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（宮地章一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔点呼・投票〕

○議長（宮地章一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これより開票を行います。

７番山上利嗣君及び１８番竹内常喜君、開票の立会をお願いします。

〔開 票〕

○議長（宮地章一君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 19票

有効投票 19票

無効投票 0票

有効投票のうち

和田賢二君 2票

木下 清君 0票

朝倉 慧君 0票

永田耕朗君 17票

以上のとおりです。

これで高知県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第18 発委第1号 安全性の未確立な原発依存からエネルギー政策の抜本的見直しを求める意見書、日程第19 発委第2号 伊方原発3号機のプルサーマル運転の再開に反対する意見書、以上発委2議案を一括議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

橋本保君。

○総務常任委員長（橋本保君） それでは意見書の提出をいたします。

発委第1号平成23年6月24日。四万十町議会議長宮地章一様。

四万十町議会総務常任委員長橋本保。

安全性の未確立な原発依存からエネルギー政策の抜本的見直しを求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

安全性の未確立な原発依存からエネルギー政策の抜本的見直しを求める意見書であります。

内容についてはお手元に配付をしてあるとおりであります。今回、東日本大震災によって、福島原発の放射線漏れを引き起こしております。そういう状況の中で、その危機的状況から回避をしていく、そういう意味での今回、意見書の提出であります。

大きな項目として２点上げておりますので、そこを読み上げていきたいと思ひます。

１点目は、プルサーマル計画、高速増殖炉計画、核燃料サイクル計画など、危険度の高い計画は直ちに中止し、運転中の原発については安全性の総点検を行うとともに、計画的に縮小・撤退すること。

２点目として、省エネの徹底と、エネルギー効率の引き上げ、自然・バイオマスエネルギーを利用した発電設備設置と利用拡大へ本腰を入れて取り組むこと。こういう内容であります。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出いたします。

平成２３年６月２４日。

衆議院議長横路孝弘様、参議院議長西岡武夫様、内閣総理大臣菅直人様、経済産業大臣海江田万里様のあて先であります。

高岡郡四万十町議会であります。

続きまして、発委第２号。

平成２３年６月２４日。四万十町議会議長宮地章一様。

四万十町議会総務常任委員長橋本保。

伊方原発３号機のプルサーマル運転の再開に反対する意見書であります。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第１０９条第７項及び会議規則第１４条第３項の規定により提出をいたします。

内容につきましてはお手元に配付をしておりますが、若干読み上げさせていただきます。

現在、四国電力の伊方原発３号機が定期検査で停止をしています。同機はプルサーマル運転というプルトニウム燃料を使用しており、より危険性が高く、経済性にも劣る運転方法をとっています。過酷事故が起きれば高知県も大きな影響を受けることは必至です。

抜本的な耐震対策、津波対策の強化などの安全強化、過酷事故を想定した対策の確立は当然ですが、多くの国民が原発について不安を持ち、自然エネルギーへの転換を求めています。

政府の資料によっても、四国は伊方原発３号機が停止したままでも対応できることが明らかになっています。

よって、伊方原発３号機のプルサーマル運転の再開をしないことを強く要請します。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成23年6月24日、高知県高岡郡四万十町議会。

愛媛県知事 中村時広様、四国電力株式会社社長 千葉昭様。

の2点を今回意見書と上げておりますが、非常にそういう意味で今回この放射能漏れという危険な今、状況が続いておるわけであります。こういった状況をご理解をいただきまして、ご賛同いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（宮地章一君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発委第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第1号安全性の未確立な原発依存からエネルギー政策の抜本的見直しを求める意見書を採決します。

発委第1号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発委第1号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句、その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、字句、その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

これより発委第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第2号伊方原発3号機のプルサーマル運転の再開に反対する意見書を採決します。

発委第2号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発委第2号が議決をされました。その内容を損なうことのない範囲において、字句、その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、字句、その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

暫時休憩をします。

午後1時49分 休憩

午後1時59分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第20 発委第3号医師不足の解消、地域の救急医療の充実を求める意見書、日程第21 発委第4号国民健康保険財政への国庫負担割合を医療費総額の45%に戻すことを求める意見書、以上発委2議案を一括議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

教育民生委員長田邊哲夫君。

○教育民生常任委員長（田邊哲夫君） それでは、教育民生常任委員会を代表して私のほ

うから、先ほど陳情を採択いただいたことについて、県知事並びに県議会議長あてに意見書を提出しようとするものでございます。

この意見書の議案を次のとおり地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第3項の規定により提出をするものでございます。

お手元に意見書案を配付してますので、お読みをいただきたいと思いますが、先ほども陳情採択の中で説明もいたしましたけども、くぼかわ病院が救急病院ということで、四万十町には1つの病院しか救急病院はありません。昨年1月には産婦人科の一部機能が廃止され、出産される方については遠方の病院に通院を余儀なくされている現状です。

現在、救急病院では、先ほども説明いたしましたけれども、常勤職員が13名、当直、宅直可能医師は8名でありまして、平均年齢が46歳と決して若いとは言えない状況にあるわけです。当直回数については1人当たり月平均2.9回であり、少ない状態とは言えない。四万十町議会は、町民の命を守るためにも、民間病院である救急病院において常勤医師の負担を少しでも減らすために、次の2点について要望するものでございます。

1つは、高知大学医学部附属病院からの医師派遣の協力依頼。

2点目が、常勤医師並びに当直医師の確保の検討。

2点について、地方自治法第99条の規定によって意見書を提出するものでございます。

先ほども言いましたけれども、提出先は高知県知事尾崎正直様、高知県議会議長中西哲様でございます。

続きまして、発委第4号です。

これも教育民生常任委員会で審査をした結果、私が代表して意見書案を提出しようとするものでございます。

意見書の中身は、国民健康保険財政への国庫負担割合を医療費総額の45%に戻すことを求める意見書でございまして、今、読み上げました議案を次のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第3項の規定によって提出をするものでございます。

意見書案については皆さんのお手元に配付をしていますので、要旨について述べさせていただきます。

国民皆保険制度ができて40数年が経過をいたしました。現在、国民健康保険には国民の約4割が加入をしています。高知県初めとして全国の過疎自治体において、今、国民健康保険料、また、国民健康保険税の収入減に伴って町村の国保財政が大変厳しい状況の中

にあつて、１９８４年当初は国庫の補助が医療費ベースで４５％でありましたけれども、だんだんと補助金が削減されて、現在３０．６％まで削減をさせられてきている状況にありますので、何としても四万十町初めとして、国の国庫補助を、負担割合を１９８４年当時の医療費総額の４５％に戻すことを要望するものでございます。

以上、地方自治法第９９条の規定によって意見書を提出しようとするものでございます。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣にあてて提出をしようとするものでございますので、どうかご賛同いただきますようによろしくお願い申し上げまして、提案説明にかえさせていただきます。

○議長（宮地章一君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発委第３号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第３号医師不足の解消、地域の救急医療の充実を求める意見書を採決します。

発委第３号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、発委第３号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発委第３号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句、その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、字句、その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

これより発委第４号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第４号国民健康保険財政への国庫負担割合を医療費総額の４５％に戻すことを求める意見書を採決します。

発委第４号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、発委第４号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発委第４号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句、その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、字句、その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第２２ 発委第５号議員派遣の件についてを議題とします。

議会運営委員長山岡義正君から、地方自治法第１００条第１３項及び会議規則第１２２条並びに会議規則第１４条第３項の規定により提出されております。

提出者の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長山岡義正君。

○議会運営委員長（山岡義正君） それでは議会運営常任委員会からの発委第５号として

提出させていただきます。

ほかの常任委員会と同様、発委を持って本件の提出になっております。

四万十町議会議長宮地章一様、四万十町議会議会運営委員長山岡義正でなっております。

議員派遣の件について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条の2第5項及び会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

議員の派遣の件になっております。地方自治法第100条第13項及び会議規則第122条の規定により、次のとおり議員を派遣いたします。

1件目は、高知県市町村議会議員研修会でございます。目的、期日、場所等につきましては、お手元に配付をしているとおりでございますが、派遣議員は議員全員となっております。

また、2件目は、高知県町村議会議長研修会になっております。目的、期日、場所については書面のとおりでございますが、派遣議員は議長であります。

3件目は、高幡町村議会議長会議員研修会でございます。これについても目的、期日、場所につきましてはお手元に配付しておるとおりでございますが、派遣議員は議員全員となっております。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発委第5号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第5号議員派遣の件についてを採決します。

発委第５号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、発委第５号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第２３ 閉会中の継続審査・調査申し出についてを議題とします。

産業建設常任委員長から委員会において審査・調査中の事件及び各常任委員長と議会運営委員長から各常任委員会と議会運営委員会において審査・調査中の事件並びに所管事務の調査事項について、会議規則第７５条の規定によりお手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出がっております。

お諮りします。

産業建設常任委員長及び各常任委員長と議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、産業建設常任委員長及び各常任委員長と議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

休憩します。

午後２時１４分 休憩

午後２時２１分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成２３年第２回四万十町議会定例会を閉会します。

午後２時２２分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

四万十町議会議長

平成 年 月 日

四万十町議会議員

平成 年 月 日

四万十町議会議員